

平成21年6月3日

株 主 各 位

大阪市北区西天満3丁目2番17号

株式会社 **ケー・エフ・シー**

代表取締役社長 村上俊介

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成21年6月19日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区西天満3丁目5番23号
ホテルイルグランド梅田 1階「グレース」
（末尾「株主総会会場ご案内図」ご参照） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第45期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kfc-net.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱による、世界的な経済の減速、株式市場の低迷、円高の進行、民間設備投資減少の影響から、企業収益の低下や個人消費の低迷が顕著になり、景気は先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは従来からの営業方針である「付加価値の高い技術提案型営業」と「総コストの圧縮」を最重要課題とし、また前期に実施した効率的な組織の構築と人事一新により、営業基盤の強化を積極的に推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、228億78百万円（前期比5.0%増）で、その内訳は商品売上高が122億09百万円（前期比13.8%増）、完成工事高は106億68百万円（前期比3.5%減）、受注工事高は159億92百万円（前期比47.4%増）となりました。

収益面につきましては、引き続き原材料コストの圧縮に努めてまいりました結果、連結経常利益は8億99百万円（前期比95.4%増）となり、連結当期純利益は4億61百万円（前期比51.5%増）となりました。

次に部門別の売上高は以下のとおりであります。

〔ファスナー事業部門〕

「あと施工アンカー」を始めとする建設資材の販売は堅調に推移しましたが小規模工事が全般的に減少し、売上高は34億04百万円（前年同期比59.6%減）となりました。

〔土木資材事業部門〕

トンネル工事の着工の遅れ等がありましたが、当社グループ独自の工法である「FIT工法」に関わる資材の販売を積極的に展開した結果、売上高は88億21百万円（前年同期比14.6%増）となりました。

〔建設事業部門〕

公共工事の減少による受注環境の悪化の影響を受けながらも、当社が従来から取り組んでおります技術提案型営業が実を結び、プロジェクト工事等の受注の結果、売上高は106億52百万円（前年同期比88.4%増）となりました。

なお、部門別の売上高につきましては、今年度より各事業部における特色を明確にするために〔ファスナー事業部門〕につきましては「あと施工アンカー」等の販売及び小規模工事、〔建設事業部門〕につきましては中規模以上の請負工事全般を計上する基準に変更いたしました。

この変更に伴い、従来の方法による場合で前期比較いたしますと〔ファスナー事業部門〕は前年同期比9.2%減、〔建設事業部門〕は前年同期比13.1%増となっております。なお、〔土木資材事業部門〕に関しましては従来どおりの基準であります。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループが実施いたしました設備投資総額は、120百万円となりました。その主なものは、リース資産の増加によるものであります。また、資金調達につきましては、金融機関から経常的な借入れにより調達いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

期 別	第 42 期 平成18年3月期	第 43 期 平成19年3月期	第 44 期 平成20年3月期	第 45 期 平成21年3月期
売 上 高(千円)	21,395,059	25,231,486	21,786,324	22,878,315
当 期 純 利 益(千円) (△は当期純損失)	△25,997	970,024	304,659	461,551
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	△3円96銭	146円68銭	46円08銭	69円86銭
総 資 産(千円)	19,988,373	21,855,632	17,966,911	21,120,372
純 資 産(千円)	3,864,540	4,864,959	4,769,327	5,088,860
1株当たり純資産	582円45銭	720円04銭	700円74銭	748円80銭

(注) 第43期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米国経済の後退による金融不安が引き続き懸念され、わが国の実体経済にも影響し、景気の不透明感は払拭できないものと予想されます。

このような状況を踏まえ当社グループは、引き続き「付加価値の高い技術提案型営業」と「総コストの圧縮」を最重要課題とし、更なる営業力強化による積極的な営業活動を推進し、安定した収益確保と維持を目指すことにより、一層の社業発展を期するものであります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アールシーアイ・セキジュ株式会社	74,000 ^{千円}	60%	建設資材の販売・設計・施工

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種あと施工アンカー類の販売・施工、トンネル支保材・防水シートの販売、トンネル内装及び耐震関連工事等を主事業としてトータル的に行っております。

部門別の主な営業活動は次のとおりであります。

ファスナー事業部門
① 各種「あと施工アンカー」類の販売・施工 ② 鋼材及び各種金物の製作・販売 ③ 耐震関連資材の販売 ④ ポリニットロープ等止水材及びドリル等電動工具類の販売
土木資材事業部門
① ロックボルト等トンネル用支保材料の販売 ② ドライモルタル等ロックボルト用定着剤の販売 ③ トンネル用防水シート及び附属品並びに溶着機等施工機械の販売 ④ ウレタン注入剤等トンネル用岩盤固結剤及び注入機等施工機械の販売並びにレンタル ⑤ 遮水シート、防水シートの輸入販売、設計、施工
建設事業部門
① トンネル内装工事及び遮音壁設置工事等環境工事の設計・施工 ② 防護柵設置工事及び落下物防止工事等安全施設工事の設計・施工 ③ トンネル補強工事及びビル外壁補修工事等リフレッシュ工事の設計・施工 ④ トンネル内照明及び防災等設備工事並びに橋梁部設備関連工事の設計・施工 ⑤ 道路及び鉄道橋脚等の耐震関連工事の設計・施工 ⑥ 建築物等の耐震関連工事の設計・施工

(7) 主要な営業所

当 社

1. 本 店 大阪市北区西天満3丁目2番17号
2. 東京本社 東京都江東区青海2丁目45番
3. 営業拠点 札幌(札幌市東区) 仙台(仙台市泉区)
横浜(横浜市都筑区) 名古屋(愛知県清須市)
広島(広島市南区) 福岡(福岡市博多区) 他
4. 流通センター 大阪流通センター(大阪府富田林市)
関東流通センター(埼玉県加須市)

子 会 社

アールシーアイ・セキジュ株式会社

1. 本 店 大阪市北区西天満3丁目2番17号
2. 東京本社 東京都江東区青海2丁目45番

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
259名	-3名

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	202名	-1名	40.3才	12.9年
女 性	42	+1	36.2	12.2
合計又は平均	244	0	39.6	12.8

- (注) 1. 出向者6名(男性4名、女性1名)を含んでおります。
2. 参与、顧問、嘱託、臨時雇用者は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,808,400千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	820,000千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	437,300千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 18,970,000株

(2) 発行済株式の総数 7,378,050株

(3) 株主数 243名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
高 田 信 子	776,000 株	11.75 %
高 田 俊 太	378,000	5.72
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	325,000	4.92
ケ ー ・ エ フ ・ シ ー 取 引 先 持 株 会	285,000	4.32
吉 田 隆 興	224,000	3.39
新 井 嘉 重	211,000	3.19
電 気 化 学 工 業 株 式 会 社	200,000	3.03
坂 本 澄 雄	186,000	2.82
株 式 会 社 中 外 精 工	173,600	2.63
ケ ー ・ エ フ ・ シ ー 従 業 員 持 株 会	169,735	2.57

(注) 1. 当社は自己株式773,615株を所有しておりますが、上記の大株主欄には記載しておりません。

2. 出資比率は上記自己株式数を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長(兼)執行役員社長	村 上 俊 介	
専務取締役(兼)専務執行役員	堀 池 康 友	内部統制委員会委員長 財務担当兼経営企画室長
専務取締役(兼)専務執行役員	森 田 正 博	営業部門（総括）担当
常務取締役(兼)常務執行役員	小 野 晶 生	総務部長兼ISO品質管理責任者
取締役（兼）執行役員	米 田 元 彦	土木資材事業部副事業部長兼東京土木営業部長
取締役（兼）執行役員	高 田 俊 太	営業企画推進部長
取締役（兼）執行役員	中 村 武 志	建設事業部長
取締役（兼）執行役員	山 田 清 秀	ファスナー事業部長
取締役（兼）執行役員	箕 輪 雅 朗	土木資材事業部長
常 勤 監 査 役	柳 澤 文 夫	
監 査 役	長 田 啓 子	税 理 士
監 査 役	山 田 拓 幸	公 認 会 計 士

- (注) 1. 監査役 長田啓子及び山田拓幸の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 長田啓子氏は税理士の資格を、監査役 山田拓幸氏は公認会計士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役を兼務しない執行役員の氏名及び担当業務は、次のとおりであります。

(平成21年6月3日現在)

役 職	氏 名	担当又は主な職業
専務執行役員	宮 崎 富 士 男	営業企画推進部営業担当部長
常務執行役員	高 津 志 郎	土木資材事業部副事業部長
執行役員	森 田 実	建設営業三部長
執行役員	奥 村 明 彦	購 買 部 長
執行役員	御 庄 俊 式	大阪土木営業部長
執行役員	桜 井 宏	環境資材事業部長
執行役員	羽 馬 徹	技 術 部 長
執行役員	村 井 良 和	工 事 部 長
執行役員	堀 口 康 郎	経 理 部 長

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動等

平成20年6月20日開催の第44回定時株主総会をもって、取締役高津志郎氏は取締役を任期満了退任されました。また同日、社外監査役高林賢了氏は監査役を辞任されました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	10名	140百万円
監 査 役	4名	20百万円
合 計	14名	160百万円

(注) 上記には、平成20年6月20日開催の第44回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役1名、及び同日辞任した監査役1名を含んでおります。

また上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は、3名10百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
社外監査役	長田啓子	長田会計事務所 株式会社ボラテクノ	所 監 査	長 役 — —
社外監査役	山田拓幸	山田公認会計士事務所 株式会社電響社 株式会社イムラ封筒 株式会社タカショー	所 監 査 監 査 取	長 役 — — — —

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	長田啓子	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての税務・会計等の専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	山田拓幸	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、平成20年6月20日就任以降に開催された取締役会及び監査役会に出席し、主に公認会計士として財務・会計等の専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月23日開催の第42回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役 長田啓子氏及び山田拓幸氏との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

(注) 平成20年7月8日、太陽ＡＳＧ監査法人は有限責任監査法人に移行いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の合計額	21百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社の子会社につきましても太陽ＡＳＧ有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社では、平成18年5月22日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決議いたしました。

I 基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制を整備する。

II 個別事項

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員が法令、定款及び当社経営理念の遵守に基づいて行動するため、社内諸規程並びにマニュアルを整備する。
- ② 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ③ 管理統括部では、全社におけるコンプライアンスへの取り組みを統括するとともに、役員に対し社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等への出席を義務付ける等、役員全体の教育等徹底を図る。
- ④ ①及び③の活動の概要について、定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に基づき、次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - 1) 株主総会議事録
 - 2) 取締役会議事録
 - 3) その他重要会議議事録
 - 4) 国土交通省、税務署その他官公庁、所属団体及び大阪証券取引所等に届出あるいは提出した書類の写し
 - 5) その他文書管理規程に定める文書

- ② 上記文書の保管場所及び保管の方法は、文書管理規程の定めによるものとし、取締役又は監査役からの閲覧の要請に対し、大阪本店内において速やかに応じられるものとする。
- ③ 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に定める各種文書ごとの保存期間とする。

3 リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役の中から全社におけるリスクに関する統括責任者（以下「統括責任者」という。）を指名し、具体的なリスクを想定・分類することにより、有事の際の迅速かつ適切な情報の伝達と緊急の対応ができる体制を整備する。
- ② 統括責任者は各部門の日常的なリスク管理状況の監査を、内部監査室の監査と連係して行う。
- ③ 統括責任者は、定期的に①のリスク管理体制の整備状況を把握するとともに、具体的な事案の検証を通じて当該体制の適切性を確認する。又、その結果を含めリスク管理に関して、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用することにより執行責任を明確にし、取締役は意思決定の迅速化、監督機能の強化など経営機能の効率化に専念する。
- ② 取締役会は、経営方針並びに法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- ③ 業務執行権限を執行役員に委譲することにより、職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の役割分担と連係を図ることによって業務の重複や無駄を排し、簡素化・効率化を図る。

5 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① すべての役員及び従業員は、当社の「経営理念」、「倫理行動規範」、「内部情報管理規程」及び「インターネット管理規則」を企業活動の根本理念と捉え、行動の際のガイドラインとする。

- ② 統括責任者は管理統括部を通じて、当社の事業に係る法令等の整備を識別し、関連部門への周知徹底を図り、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
 - ③ 統括責任者は、監査役並びに内部監査室と連携して、各部門の日常的な活動状況の監査を実施するとともに、コンプライアンスに係る問題の有無を調査・検討する。
 - ④ 公益通報者保護法に基づき規程を整備し、コンプライアンス経営への取組みを強化するとともに、従業員等からの法令違反等の通報に対し適切に処理する仕組みを作る。
- 6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 企業集団を構成する子会社の役員及び従業員は、当社の「倫理行動規範」、「内部情報管理規程」及び「インターネット管理規則」を行動のガイドラインとするとともに、コンプライアンス並びに情報セキュリティに関する共通の理念とする。
 - ② 管理統括部経営企画室は「関係会社管理規程」に基づき、事業の総括的な管理を行う。
 - ③ 当社監査役並びに内部監査室は子会社監査役と連携して、子会社の日常的な業務を監督するとともに、会計の状況を定期的に監査する。
 - ④ 当社の「公益通報者保護規程」によりグループ内の役員及び従業員から、不正行為等に関する直接通報を可能にする。
- 7 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
- 取締役は、監査役の求めにより監査役の職務を補助する従業員（以下「監査役スタッフ」という。）として、適切な人材を配置する。
- 8 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役スタッフの適切な職務遂行のため、当該スタッフの人事考課は監査役が行い、人事異動は事前に監査役の同意を得る。

9 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① すべての取締役及び従業員は、次の各事項を監査役に報告する。
 - ・当社若しくは関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・不正行為及び法令・定款に違反する重要な事実の発生する可能性若しくは発生した場合は、その事実
 - ・企業倫理に関する苦情相談窓口への通報の状況
 - ・その他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ② 監査役に対する報告は、誠実にかつ洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加え必要の都度遅滞なく行う。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合する。
- ② 取締役は、監査役が職務を適切に遂行できるよう、監査役と子会社の取締役等との意思の疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ④ 取締役は、監査役が職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。

連結貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,975,746	流動負債	11,862,688
現金及び預金	2,576,856	支払手形	5,962,213
受取手形	3,624,335	買掛金	1,014,176
売掛金	2,534,508	工事未払金	766,203
完成工事未収入金	1,578,285	短期借入金	450,000
有価証券	1,000,637	1年以内に返済予定の長期借入金	1,772,240
未成工事支出金	1,029,602	1年以内に償還予定の社債	460,000
その他のたな卸資産	1,012,968	リース債務	19,419
繰延税金資産	133,075	未払法人税等	180,033
その他	540,052	未成工事受入金及び前受金	706,301
貸倒引当金	△54,575	損害補償損失引当金	21,518
固定資産	7,128,577	その他	510,585
有形固定資産	5,945,272	固定負債	4,168,823
建物及び構築物	1,707,635	社債	630,000
機械装置及び運搬具	61,055	長期借入金	3,185,200
工具器具備品	11,989	リース債務	61,556
土地	4,088,258	退職給付引当金	27,610
リース資産	76,332	その他	264,457
無形固定資産	62,964	負債合計	16,031,511
特許権	18,880	純資産の部	
ソフトウェア	26,113	株主資本	4,949,080
リース資産	477	資本金	565,295
その他	17,493	資本剰余金	376,857
投資その他の資産	1,120,340	利益剰余金	4,733,090
投資有価証券	540,308	自己株式	△726,163
繰延税金資産	173,795	評価・換算差額等	△3,697
その他	579,945	その他有価証券評価差額金	3,757
貸倒引当金	△173,709	繰延ヘッジ損益	△7,454
繰延資産	16,048	少数株主持分	143,478
社債発行費	16,048	純資産合計	5,088,860
資産合計	21,120,372	負債純資産合計	21,120,372

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商 品 売 上 高	12,209,495	
完 成 工 事 高	10,668,819	22,878,315
売 上 原 価		
商 品 売 上 原 価	9,467,067	
完 成 工 事 原 価	8,387,813	17,854,880
売 上 総 利 益		
商 品 売 上 総 利 益	2,742,428	
完 成 工 事 総 利 益	2,281,006	5,023,434
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,045,017
営 業 利 益		978,417
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,186	
受 取 の 家 賃	21,942	
そ の 他	32,009	76,139
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	121,322	
そ の 他	33,475	154,797
経 常 利 益		899,759
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	57	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	44	102
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	925	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	100,137	
損 害 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	21,518	122,580
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		777,281
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	174,471	
法 人 税 等 調 整 額	134,237	308,708
少 数 株 主 利 益		7,020
当 期 純 利 益		461,551

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	565,295	376,857	4,344,264	△723,019	4,563,396
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△72,724		△72,724
当 期 純 利 益			461,551		461,551
自 己 株 式 の 取 得				△3,143	△3,143
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	388,826	△3,143	385,683
平成21年3月31日 残高	565,295	376,857	4,733,090	△726,163	4,949,080

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等 合 計		
平成20年3月31日 残高	81,852	△12,380	69,472	136,457	4,769,327
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△72,724
当 期 純 利 益					461,551
自 己 株 式 の 取 得					△3,143
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△78,095	4,925	△73,170	7,020	△66,149
連結会計年度中の変動額合計	△78,095	4,925	△73,170	7,020	319,533
平成21年3月31日 残高	3,757	△7,454	△3,697	143,478	5,088,860

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

子会社は、すべて連結されております。

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 アールシーアイ・セキジュ株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ …… 時価法

ハ. たな卸資産

未成工事支出金……個別法による原価法

その他たな卸資産……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く)……定額法

その他の有形固定資産……定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………3年～50年

機械装置及び運搬具……………2年～13年

(追加情報)

機械装置の耐用年数について、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、従来採用していた7～12年の耐用年数を6～10年に変更しております。

これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 損害補償損失引当金

損害補償損失引当金は将来の損害補償損失に備えるため、当連結会計年度末において発生の可能性が高くかつ金額を合理的に見積もることが可能な案件について、その損失負担額を計上しております。なお、当該引当金は工事請負契約に係る構造物の瑕疵修補に代わる損害賠償請求の仲裁申請に伴い発生する補修負担額に備え引き当てております。

ハ. 退職給付引当金

当社グループは、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異(573,860千円)については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

⑦ 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は、工事完成基準によっておりますが、長期大型工事(工期1年以上かつ請負額1億円以上)については、工事進行基準によっております。なお、当連結会計年度の工事進行基準によった完成工事高は915,020千円、完成工事原価は820,759千円であります。

⑧ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

該当事項はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	土 地	4,020,468千円
	建物及び構築物	1,535,280千円
上記に対応する債務	短期借入金	200,000千円
	1年以内に返済予定の長期借入金	887,600千円
	長期借入金	1,720,800千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		2,155,719千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	7,378,050	—	—	7,378,050

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	766,700	6,915	—	773,615

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り6,915株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月20日開催の第44回定時株主総会の配当に関する事項

・配当金の総額	72,724,850円
・1株当たり配当額	11円
・基準日	平成20年3月31日
・効力発生日	平成20年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成21年6月19日開催予定の第45回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	99,066,525円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15円
・基準日	平成21年3月31日
・効力発生日	平成21年6月22日

4. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産	748円80銭
② 1株当たり当期純利益	69円86銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,266,704	流動負債	11,518,800
現金及び預金	2,371,869	支払手形	5,739,858
受取手形	3,409,561	買掛金	973,751
売掛金	2,444,940	工事未払金	716,857
完成工事未収入金	1,431,678	短期借入金	450,000
有価証券	1,000,637	1年以内に返済予定の長期借入金	1,772,240
商 品	1,012,968	1年以内に償還予定の社債	460,000
未成工事支出金	980,756	リース債務	19,419
前払費用	61,536	未払金	215,946
未収入金	430,386	未払費用	172,383
繰延税金資産	128,386	未払法人税等	179,533
その他の	46,122	未成工事受入金	690,281
貸倒引当金	△52,140	損害補償損失引当金	21,518
固定資産	7,186,033	その他	107,010
有形固定資産	5,945,272	固定負債	4,149,632
建築物	1,660,926	社 債	630,000
構築物	46,709	長期借入金	3,185,200
機械及び装置	60,894	リース債務	61,556
車輛運搬具	161	長期未払金	246,241
工具器具備品	11,989	退職給付引当金	13,584
土地	4,088,258	その他	13,050
リース資産	76,332	負債合計	15,668,432
無形固定資産	61,177	純 資 産 の 部	
特許権	18,880	株 主 資 本	4,804,051
ソフトウェア	26,113	資 本 金	565,295
リース資産	477	資 本 剰 余 金	376,857
その他	15,706	資 本 準 備 金	376,857
投資その他の資産	1,179,582	利 益 剰 余 金	4,588,061
投資有価証券	540,308	利 益 準 備 金	141,323
関係会社株式	67,998	その他利益剰余金	4,446,738
繰延税金資産	165,876	別 途 積 立 金	3,323,000
差入保証金	72,018	繰越利益剰余金	1,123,738
その他	506,980	自 己 株 式	△726,163
貸倒引当金	△173,599	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,697
繰延資産	16,048	その他有価証券評価差額金	3,757
社債発行費	16,048	繰延ヘッジ損益	△7,454
資産合計	20,468,786	純資産合計	4,800,353
		負債純資産合計	20,468,786

損 益 計 算 書

(平成20年 4月 1日から
平成21年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
商 品 売 上 高	12,070,831	
完 成 工 事 高	9,373,118	21,443,949
売 上 原 価		
商 品 売 上 原 価	9,343,224	
完 成 工 事 原 価	7,429,542	16,772,766
売 上 総 利 益		
商 品 売 上 総 利 益	2,727,606	
完 成 工 事 総 利 益	1,943,575	4,671,182
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,736,595
営 業 利 益		934,587
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	22,562	
受 取 家 賃	28,182	
そ の 他	38,033	88,778
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	121,322	
そ の 他	33,475	154,797
経 常 利 益		868,568
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	57	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	44	102
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	925	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	100,137	
損 害 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額	21,518	122,580
税 引 前 当 期 純 利 益		746,090
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	172,547	
法 人 税 等 調 整 額	120,393	292,940
当 期 純 利 益		453,149

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成20年3月31日 残高	565,295	376,857	376,857	141,323	3,323,000	743,313	4,207,637	△723,019	4,426,769
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△72,724	△72,724		△72,724
当期純利益						453,149	453,149		453,149
自己株式の取得								△3,143	△3,143
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	380,424	380,424	△3,143	377,281
平成21年3月31日 残高	565,295	376,857	376,857	141,323	3,323,000	1,123,738	4,588,061	△726,163	4,804,051

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
平成20年3月31日 残高	81,852	△12,380	69,472	4,496,242
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△72,724
当期純利益				453,149
自己株式の取得				△3,143
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△78,095	4,925	△73,170	△73,170
事業年度中の変動額合計	△78,095	4,925	△73,170	304,111
平成21年3月31日 残高	3,757	△7,454	△3,697	4,800,353

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ……………時価法
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

未成工事支出金 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
建物（建物附属設備を除く）……………定額法
その他の有形固定資産……………定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物……………3年～50年
機械装置及び車輛運搬具……………2年～13年

(追加情報)

機械装置の耐用年数について、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、従来採用していた7～12年の耐用年数を6～10年に変更しております。

これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

④ 長期前払費用（その他の投資等） 定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 損害補償損失引当金

損害補償損失引当金は将来の損害補償損失に備えるため、当事業年度末において発生の可能性が高かつ金額を合理的に見積もることが可能な案件について、その損失負担額を計上しております。なお、当該引当金は工事請負契約に係る構造物の瑕疵修補に代わる損害賠償請求の仲裁申請に伴い発生する補修負担額に備え引き当てております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（573,860千円）については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は、工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（工期1年以上かつ請負額1億円以上）については、工事進行基準によっております。なお、当期の工事進行基準による完成工事高は901,477千円、完成工事原価は809,227千円であります。

(7) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しており、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	土地	4,020,468千円
	建物	1,488,574千円
	構築物	46,705千円
上記に対応する債務	短期借入金	200,000千円
	1年以内に返済予定の長期借入金	887,600千円
	長期借入金	1,720,800千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		2,155,719千円
(3) 保証債務		
	子会社の仕入先に対する債務保証を行っております。	
	アールシーアイ・セキジュ株式会社	4,953千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	2,442千円
	短期金銭債務	17,103千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

商品売上高	8,219千円
完成工事原価	36,600千円
営業取引以外の取引高	14,243千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	766,700	6,915	—	773,615

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り6,915株による増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	15,009千円
退職給付引当金	113,693
未払事業税	14,935
未払賞与	59,244
投資有価証券評価損	25,523
ゴルフ会員権評価損	12,255
貸倒引当金	28,746
減損損失	930
その他有価証券評価差額金	34,816
その他	32,959
繰延税金資産小計	338,115
評価性引当額	△43,852
繰延税金資産合計	294,263

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	128,386千円
固定資産－繰延税金資産	165,876

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

建設事業における生産設備（機械及び装置）であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「（2）固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相 当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機 械 装 置	37,548	14,393	23,154
工 具 器 具 備 品	44,347	20,078	24,269
ソ フ ト ウ ェ ア	43,044	27,494	15,550
合 計	124,939	61,965	62,974

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1 年 内	25,625千円
1 年 超	37,348千円
合 計	62,974千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額

支 払 リ ー ス 料	35,839千円
減 価 償 却 費 相 当 額	35,839千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ルアセ ンシー 株式 会社	大阪 市 北 区	74,000	建設 資材 販売 ・ 設計 工事	(有) 直接 60%	兼任1名	工事外注、建設資材仕入及び販売なお、所建賃てま社の物をしり買おす。	家賃受取	6,240	-	-
								システムの負担金	7,627	-	-
								利息の受取	376	-	-
								資産の貸付	200,000	-	-

(注) (1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定等

- ① 家賃の賃料については、一般の取引事例を参考に決定しております。
- ② システムの負担金については、一般の取引事例を参考に決定しております。
- ③ 利息の受取については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額 | 726円84銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 68円59銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

株式会社ケー・エフ・シー

取締役会御中

太陽A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳	承	煥	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	勇	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケー・エフ・シーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケー・エフ・シー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結会計書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

株式会社ケー・エフ・シー

取締役会御中

太陽A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳	承	煥	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	木	勇	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケー・エフ・シーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽A S G 有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

株式会社ケー・エフ・シー 監査役会

常勤監査役 柳 澤 文 夫 ⑩

監 査 役 長 田 啓 子 ⑩

監 査 役 山 田 拓 幸 ⑩

(注) 監査役 長田啓子及び監査役 山田拓幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績、今後の見通しを勘案するとともに、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保にも配慮し行うこととしております。

当事業年度の配当は、普通配当を15円とさせていただきますたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金	15円	総額	99,066,525円
--------------	-----	----	-------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月22日

2. その他剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	200,000,000	円
---------	-------------	---

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	200,000,000	円
-------	-------------	---

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第7条（株券の発行）、第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）及び第11条（株主名簿管理人）について、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> <u>第7条</u> 会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得) 第8条 (条文省略) (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 会社の単元株式数は、1,000株とする。 ② <u>会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第10条 会社の株主(実質株主含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第11条 会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p>	<p>[削除] (自己株式の取得) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 会社の単元株式数は、1,000株とする。 [削除] (単元未満株式についての権利) 第9条 会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿</u>及び<u>新株予約権原簿</u>の作成並びに備え置きその他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>及び<u>新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第40条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>3 会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権付原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取扱わない。</p> <p>第11条～第39条 [現行どおり]</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数	当社との利害関係
1	村上俊介 (昭和21年10月21日生)	昭和44年2月 当社入社 平成6年3月 当社取締役東京建設部長 平成7年11月 当社取締役東京支店長 平成15年6月 当社常務取締役兼常務執行役員営業統括部東京支店長兼建設工事部門担当 平成17年6月 当社代表取締役社長兼執行役員社長 (現在に至る)	49,000株	なし
2	堀池康友 (昭和24年5月22日生)	昭和47年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成12年4月 同行公共法人部部长 平成13年6月 当社顧問 平成13年6月 当社取締役経営企画室長 平成17年6月 当社常務取締役兼常務執行役員管理統括部副統括部長兼経営企画室長 平成18年6月 当社専務取締役兼専務執行役員管理統括部長兼経営企画室長 平成20年4月 当社専務取締役兼専務執行役員兼内部統制委員会委員長兼財務担当兼経営企画室長 (現在に至る)	8,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数	当社との利害関係
3	森田 正博 (昭和23年4月23日生)	昭和46年4月 当社入社 平成10年3月 当社取締役名古屋支店長 平成15年6月 当社常務取締役兼常務執行役員営業統括部名古屋支店長 平成16年4月 当社常務取締役兼常務執行役員営業統括部大阪支店長 平成18年4月 当社常務取締役兼常務執行役員土木資材事業部長 平成20年4月 当社常務取締役兼常務執行役員兼営業部門(総括)担当兼土木資材事業部長 平成20年6月 当社専務取締役兼専務執行役員兼営業部門(総括)担当 (現在に至る)	52,000株	なし
4	小野 晶生 (昭和24年9月7日生)	昭和48年3月 当社入社 平成15年4月 当社執行役員ISO推進室長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員技術部部长 平成19年4月 当社取締役兼執行役員総務部長兼ISO品質管理責任者 平成20年6月 当社常務取締役兼常務執行役員総務部長兼ISO品質管理責任者 (現在に至る)	21,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数	当社との利害関係
5	高田 俊太 (昭和43年2月10日生)	平成4年8月 当社入社 平成16年4月 当社営業統括部東京支店建設部副部長 平成17年4月 当社営業推進部長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員営業推進部長 平成19年4月 当社取締役兼執行役員営業企画推進部長 (現在に至る)	378,000株	なし
6	中村 武志 (昭和24年5月7日生)	昭和47年9月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員営業統括部東京支店建設部長 平成18年6月 当社取締役兼執行役員取締役建設事業部長兼工事部長 平成19年4月 当社取締役兼執行役員建設事業部長 (現在に至る)	11,000株	なし
7	山田 清秀 (昭和26年10月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 当社執行役員営業統括部東京支店ファスナー部長 平成17年4月 当社執行役員ファスナー事業部副事業部長兼東京ファスナー部長 平成19年4月 当社執行役員ファスナー事業部長 平成20年6月 当社取締役兼執行役員ファスナー事業部長 (現在に至る)	69,000株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに 他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数	当社との 利害関係
8	箕 輪 雅 朗 (昭和18年4月25日)	昭和42年4月 八幡金属加工株式会 社（現日鐵住金建材 株式会社）入社 平成8年1月 同社道路環境商品部 長 平成11年6月 同社東北支店長 平成15年3月 富岳物産株式会社代 表取締役社長 平成19年10月 当社顧問 平成20年6月 当社取締役兼執行役 員土木資材事業部長 (現在に至る)	3,000株	なし

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員（3名）は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

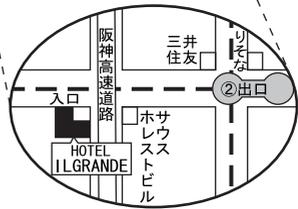
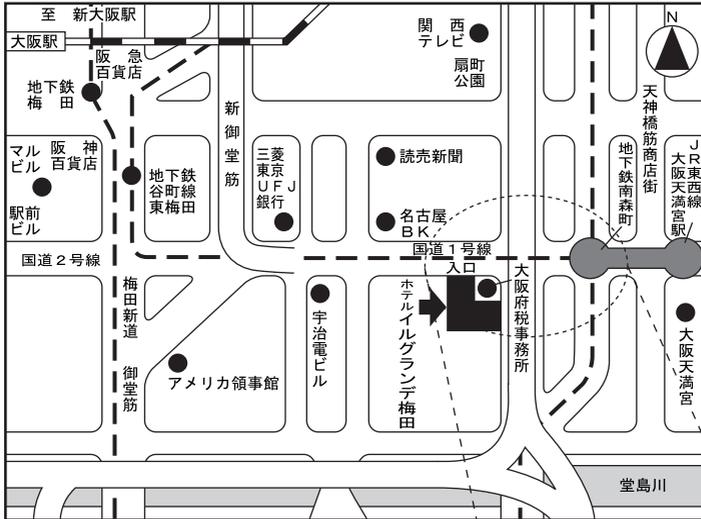
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
1	柳澤文夫 (昭和21年12月2日生)	昭和60年10月 当社入社 平成10年4月 当社管理本部経理部長 平成12年6月 当社管理統括部東京管理部長 平成15年4月 当社執行役員管理統括部東京管理部長 平成17年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	8,000株	なし
2	長田啓子 (昭和24年4月15日生)	昭和58年10月 尾台会計事務所入所 昭和61年9月 藤浪会計事務所入所 平成2年10月 長田会計事務所開業 平成7年4月 当社非常勤顧問 平成12年3月 当社非常勤顧問契約終了 平成17年6月 当社監査役 (現在に至る)	0株	なし
3	五島洋 (昭和46年6月8日生)	平成10年4月 弁護士登録 飛翔法律事務所（現 弁護士法人飛翔法律 事務所）共同代表 (現在に至る)	0株	なし

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長田啓子、五島 洋の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 長田啓子氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に当社が社会において果たす役割を認識し、適法性確保に専門的な知識及び実務経験で培われた実力を発揮していただくため、選任をお願いするものであります。
- 同氏を社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、税理士としての専門的な知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
- なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
4. 五島 洋氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に当社が社会において果たす役割を認識し、適法性確保に専門的な知識及び実務経験で培われた実力を発揮していただくため、選任をお願いするものであります。
- 同氏を社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
- なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は現行定款第36条第2項において「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする」旨を定めております。
- これにより、当社は社外監査役候補者である長田啓子氏と現在同契約を締結しており、同氏が再選されました場合は、同契約を継続する予定であります。また、五島 洋氏が選任されました場合は同契約を締結する予定であります。
6. 長田啓子氏の監査役就任期間は、本総会終結のときをもって4年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市北区西天満 3 丁目 5 番 23 号
ホテルイルグランデ梅田 1 階「グレース」
T E L (06) 6361-7201



[J R 西日本]
[大阪市営地下鉄]

東西線大阪天満宮駅より徒歩 5 分
谷町線、堺筋線南森町駅より徒歩 3 分

平成 21 年 6 月 15 日

株主の皆様へ

大阪市北区西天満三丁目2番 17 号
株式会社ケー・エフ・シー
代表取締役社長 村上 俊介

「第 45 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 21 年 6 月 3 日付にてご通知申し上げました、「第 45 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げるとともに、下記の通り修正いたします。

記

(下線部は修正箇所であります。)

【39 ページ 定款変更案】

- [誤] 3 会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権付原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取扱わない。
- [正] 3 会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取扱わない。

以 上